

聴覚障害教育

I 具体的な改訂改善事項と重点事項

※ 新設事項

太字変更・追加

重点・変更



1 幼稚部教育要領 第3章 指導計画の作成に当たっての留意事項

教育課程に係る教育時間終了後等の教育活動（第3章第2の5 幼6 ページ）

特に留意する事項	改訂のポイント・補足説明【解説書① p111～p113】
5※ 教育課程に係る教育時間の終了後等に幼児を対象に教育活動を行う場合は、第1章の第1に示す幼稚部における教育の基本及び第2に示す幼稚部における教育の目標を踏まえて実施すること。その際、幼児の心身の負担、教育課程に基づく活動との関連、家庭との緊密な連携などに配慮すること。	・ 通常のエ育時間の前後などに行う教育活動であり、従来より、幼児の障害の状態等に応じて個別指導という形態などで実施されてきている。例えば、聴覚障害者を教育する特別支援学校の幼稚部においては、幼児期という言語習得に重要な意義のある時期に、コミュニケーション手段を工夫して言語指導を行ったり、家庭での望ましい養育の在り方を幼稚部における実際のかかわりを通して、保護者に知らせたりする必要があることから、教育課程に係る教育時間の終了後に学級担任と保護者の協力の下に個別指導という形態で、個々の幼児の実態に応じた言語指導等が実施されてきている。 ・ 幼稚園で行われている「あずかり保育」と、聾学校幼稚部で行っている通常のエ育時間の前後の個別指導は趣旨は違うが含めている。「あずかり保育」もできる範囲で取り組む。 実施に当たっての配慮事項 ① 幼児の心身の負担が少なく、無理なく過ごせるよう工夫すること ② 教育課程に係る教育時間中における活動を考慮して教育課程に係る教育時間終了後等の教育活動を工夫すること ③ 保護者と情報交換するなど家庭と緊密な連携を図ること

聴覚障害の幼児への指導（第3章第2の7(2) 幼6 ページ）

特に留意する事項	改訂のポイント・補足説明【解説書① p116～p118】
(2) 聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、早期からの教育相談との関連を図り、保有する聴覚や視覚的な情報などを十分に活用して言葉の習得と概念の形成を図る指導を進めること。また、言葉を用いて人とのかかわりを深めたり、日常生活に必要な知識を広げたりする態度や習慣を育てること。	様々な経験を積みながら、言葉の習得及び概念の形成を図ることに重点を置いた指導を進める。 ・ 言葉の習得のために活用する「保有する聴覚など」の部分のをより具体的に示した。 ・ 生活の中で言葉を活用し、定着を図る。→「習慣」 言葉の指導を行う場合の配慮事項 ① 幼児の保有する聴覚を最大限に活用するため、聴力に適合した補聴器を装用し、音や言葉の存在に気付き、それらを弁別する力を育成すること ② 幼児によく分かる状況の中で、幼児の実態に即して、言葉や視覚的な情報を含む様々な手段によって気持ちのやりとりができるようにすること。 ③ 幼児の視覚や聴覚などを活用した遊びを創意工夫し、興味や関心を引きながら、その経験に即して主体的に言葉を身に付けることができるようにすること。

	④ 幼児と教師，幼児同士及び幼児と家族などの間における望ましい人間関係をはぐくむ中で，幼児の生活場面に即して適切な言葉掛けをすることにより，幼児が言葉や身の回りのものなどに対し，興味や関心をもつようにすること。 ⑤ 幼児に自分から身の回りのものなどにかかわるように促すとともに，身近にある音や声を聴こうとする態度を育て，言葉と意味を結び付けることにより言葉の習得を図るようにすること。 ⑥ 話し手に注目して，その口形や表情などから，視覚的に言葉を受容できる力の育成に努めること。 ⑦ 鼻やほおなどの筋肉や皮膚における振動の知覚を利用するなどして，発音・発語の指導を徹底することにより，言葉を表出する力の育成に努めること。 ⑧ 幼児が習得した言葉を用いて，日常生活に必要ないろいろな知識を身に付けるとともに，日常のいろいろな場面で物事を考えたり，行動したりできるようにすること。 ⑨ 特に思考力を育てるために，単に名称のみの理解にとどまらないようにし，人や物の性質，属性などを含めて考えたり，他の人や物と比較して違いを考えたりすること。 心身の調和的発達のための配慮事項 ① 身の回りの事柄に興味や関心をもち，自分から尋ねたり，考えたりできるようにすること。 ② 日常生活を通して，教師や友達との幅広く豊かなかかわりを経験し，それを言葉で表現できるようにすること。 ③ 習慣が身に付くように指導するとともに，生活のルール等に関する理解を図るようにすること。 ④ 友達との積極的なかかわりを通して仲良く遊ぶことの楽しさを味わうとともに，相手の気持ちや立場などを理解する素地を養うようにすること。 ⑤ 家庭の協力を得るように努めながら，日常生活の全般にわたって言葉の指導を行うよう配慮するとともに，身に付いた言葉を生活の中で活用できるようにすること。
--	--

2 小・中学部学習指導要領 第1章第2節教育課程の編成

授業の1単位時間（第1章第2節第3の6 小・中3ページ）

授業時数の取り扱い	改訂のポイント・補足説明【解説書① p181～p183】
6※ 小学部又は中学部の各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は，各学校において，児童又は生徒の障害の状態や発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。なお，中学部においては，10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において，当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは，その時間	授業の1コマを何分にするかについては，児童生徒の学習についての集中力や持続力，指導内容のまとまり，学習活動の内容等を考慮して，どの程度が最も指導の効果を上げ得るかという観点から決定する。 ・自立活動や計算や漢字の反復学習などを10分程度の短い時間を活用して行う場合など，授業の1単位時間を弾力的に運用できる。 ・中学部の各教科においても，担当教員が責任をもって指導ができる体制が整っていれば，その時間をその教科の年間授業時数に含めることができる。 留意事項 ・1単位時間は，小学部45分，中学部50分と規定されている。

を当該教科の年間授業時数に含めることができる。	・学校の管理運営上支障をきたさないよう教育課程を検討すること。 ・教育的配慮に基づき指導計画に位置づいていること。 ・原則として学級担任が教科等の指導を行う小学部は、規定をしていないが、特定の学習活動を10分程度の短い時間を活用して行った場合、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることは可能である。
-------------------------	--

総合的学習の時間に実施による特別活動の代替（第1章第2節第3の8 小・中4ページ）

授業時数の取り扱い	改訂のポイント・補足説明【解説書① p184～p186】
8※ 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。	総合的な学習の時間においてその趣旨を踏まえると同時に、特別活動の趣旨をも踏まえ、体験活動を実施した場合に、特別活動の代替を認める。 ・総合的な学習の時間に活動したことにできる。 自然体験活動 ← 遠足・集団宿泊的行事 職場体験・ボランティア活動 ← 勤労生産・奉仕的行事 ・特別活動の健康安全・体育的行事の準備など、総合的な学習の時間の趣旨になじまないものは認められない。

3 小・中学部学習指導要領 第2章 各教科

第1款 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校(第2章第1節第1款の2小・中7ページ)

聴覚障害者特別支援学校	改訂のポイント・補足説明【解説書② p7～p11】
(1) 体験的な活動を通して的確な言語概念の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努めること。	言語概念の形成と思考力の育成 各教科の指導に当たっては、常に、その基本となる言葉で考える指導に留意し、一人一人の障害の状態や発達の段階等に応じた指導を工夫する必要がある。 ・幅広く児童の実態を捉える。
(2) 児童の言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うように工夫すること。	読書に親しみ書いて表現する態度の育成 児童生徒がそれぞれ主体的に読書に取り組むことができるようにすることに加え、身近な事柄や文字等から得た情報や自分の考えなどを書いて伝えたりすることができるようにするなど書く力の育成も重要である。
(3) 児童の聴覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導すること。	指導内容の精選等 児童生徒に「生きる力」はぐくむことを徹底するとともに、それぞれの発達の段階における基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図る。 ・各教科でも「個別の指導計画」を作成。様式、項目、枚数など、各学校で工夫する。子どもの実態に即した内容を進める。
(4) 補聴器等の利用により、児童の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにするこ	保有する聴覚の活用 定期的な聴力の測定の実施や補聴器の適切なフィッティングの状態に留意する。 ・「補聴器等」という中に人工内耳も含める。 教材・教具やコンピュータ等の活用

と。	可能な限り、視覚的に情報が獲得しやすい教材・教具や情報機器を用意し有効活用するような工夫が必要である。
(5) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。	・発問や板書等の活用の工夫を含む。 ・児童生徒の話合い活動を重視するし、視覚的情報を言語で噛み砕き、教科内容の理解を促す。
(6) 児童の聴覚障害の状態等に応じ、音声、文字、手話等のコミュニケーション手段を適切に活用して、意思の相互伝達が活発に行われるように指導方法を工夫すること。	言葉等による意思の相互伝達 指導目標の達成や指導内容の確実な習得をめざして、それぞれの児童生徒の実態に応じ、教師とのコミュニケーションが円滑かつ活発に行なわれる必要がある。 ・「児童の聴覚障害の状態等に応じ、音声、文字、手話等のコミュニケーション手段を適切に活用して、意思の相互伝達が活発に行われるように」と障害種別で表現を統一した。 ・基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得に結びつくように児童生徒の言語力の向上に努める。

4 小・中学部学習指導要領 第7章 自立活動

自立活動の目標（第7章第1 小・中19ページ）

自立活動	改訂のポイント・補足説明【解説書② p183～p184】
第1 個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。	学校教育法第72条の改正を踏まえ、「障害に基づく種々の困難」を「障害による学習上又は生活上の困難」に改めた。

自立活動の内容（第2章の2 幼3ページ、第7章第2小・中19ページ）

自立活動	改訂のポイント・補足説明【解説書② p194～235】
1 健康の保持 (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。 (4) 健康状態の維持・改善に関すること。	・解説書では、①各項の説明②具体的指導内容例と留意点③他の項目との関連例が示されている。 (3)の項目の②として 聴覚障害のある幼児児童生徒については耳の構造や自己の障害について十分な理解を図ることが必要。
2 心理的な安定 (1) 情緒の安定に関すること。 (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。	従来の「対人関係の形成の基礎に関すること」を、新設した「3人間関係の形成」の区分の各項目に含めて整理した。
3※ 人間関係の形成 (1) 他者とかかわりの基礎に関すること。 (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。 (3) 自己の理解と行動の調整	↓ 自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う観点から内容を示している。 ・幼児児童生徒の障害の重度・重複化、発達障害を含めた多様な障害に応じた指導を充実させる観点から、項目を検討し、(1)～(4)の項目を新たに

- に關すること。
(4) 集團への参加の基礎に關すること。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関すること。
(2)* 感覚や認知の特性への対応に関すること。
(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること
(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。
(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。
(4) 身体の移動能力に関すること。
(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

6 コミュニケーション

示し、「3人間関係の形成」として整理した。

(3)の項目の②として

- ・聴覚障害のある幼児児童生徒の場合には、聴覚的な情報を入手しにくいことから、視覚的な手掛かりだけで判断したり、会話による情報把握が円滑でないため自己中心的にとらえたりしやすい。そこに至るまでの状況の推移についても振り返りながら、順序立てて考えるなど、出来事の流れに基づいて総合的に判断する経験を積ませることも必要である。その際には、聴覚活用や読話等の多様なコミュニケーション手段を場面や相手に応じて適切に選択し、的確に会話の内容を把握することも必要になる。
- ・聴覚障害のある幼児児童生徒が相手の感情や真意を理解できるようにするためには、この項目に加えて「2 心理的な安定」「4 環境の把握」「6 コミュニケーション」等の区分に示されている項目の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連させるなどして具体的な指導内容を設定することが大切である。

幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に伴い、一人一人の感覚や認知の特性を踏まえた指導を必要とする者が増加していることから、(2)を新たに示した。

(1)の項目の②として

聴覚障害のある幼児児童生徒の場合、補聴器等の装用により、保有する聴力を十分に活用していくための指導が必要である。さらに、場所や場面に応じて、磁気ループを用いた集団補聴システム、FM電波や赤外線を用いた集団補聴システム又はFM補聴器等の機器の特徴に応じた活用ができるようにすることが大切である。

(3)の項目の②として

聴覚に障害がある場合には、感覚の補助手段として、音声を増幅する補聴器等の活用とともに代行手段としての視覚の活用が考えられる。特に、言葉を受容するための視覚的な手段としては、相手の口形や表情を基にして理解する読話、手指の形や動き等を基にして理解する手話や指文字、キュード・スピーチ又はキューサインなどがある。補助手段や代行手段の特徴及び機能を的確に理解して幼児児童生徒が、個々の障害の状態に応じた活用方法を工夫できるようにすることが大切である。

(5)の項目の③として

聴覚障害のある幼児児童の場合、視覚的な情報を適切に活用して作業等を行うことが大切である。、それぞれの作業過程を的確な言葉に結び付けていくことが大切である。

(1)の項目の②として

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
- (2) 言語の受容と表出に関すること。
- (3) 言語の形成と活用に関すること。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

聴覚に障害がある場合は、幼児児童生徒の発達の段階に応じて、相手を注視する態度や構えを身に付けたり、あるいは自然な身振りで表現したり声を出したりして、相手とかかわることができるようにしたりするなど、コミュニケーションを行うための基礎的能力を身に付ける必要がある。

(2) の項目の②として

聴覚に障害がある場合には、言葉を受容する感覚として視覚と保有する聴覚とがある。しかし、言葉の意味は単に聴覚や視覚による刺激を与えるだけで獲得されるわけではない。言葉を構成している音節や音韻の構造、あるいは文字に関する知識等を用いながら、言葉が使われている状況と一致させて、その意味を相手に適切に伝えていくことが大切である。

(3) の項目の②として

聴覚に障害がある場合には、経験と言葉を結び付けることが困難になりやすいことから、幼児児童生徒の主体性を尊重しながら、周りの人々による意図的な働き掛けが必要である。さらに、文法等に即した表現を促すなどして、体系的な言語の習得を図り、適切に活用できるようにすることが大切である。

(5) の項目の②として

聴覚に障害がある幼児児童生徒の場合には、コミュニケーション手段として、音声や文字、手話等を用いる方法が考えられる。手指を用いる際にも、例えば、指文字は言葉の音節を、キュード・スピーチは子音部分を表し、手話は単語レベルで意味を表現するなどの特徴があることから、幼児児童生徒の障害の状態や発達の段階等を考慮して、適切なコミュニケーション手段の選択・活用に努め、円滑なコミュニケーションが行えるようにすることが大切である。

聴覚に障害がある幼児児童生徒に適切なコミュニケーション手段の選択・活用を指導するに当たっては「2 心理的な安定」や「3 人間関係」の形成「4 環境の把握」等の区分に示されている項目の中から、必要な項目を選択し、それらを相互に組み合わせて具体的な指導内容を設定するなど創意工夫が重要である。

5 小・中学部学習指導要領 第1章第2節第5 重複障害等に関する教育課程の取り扱い

障害の状態により特に必要がある場合（第1章第2節第5の1 小・中5ページ）

教育課程の取り扱い	改訂のポイント・補足説明【解説書① p225～p228】
1 ※ 児童又は生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。 (1) 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができ	今回の改訂では、一人一人の実態に応じた学習を行うことを重視する観点から、従前は本項前半には「障害の状態により学習が困難な児童又は生徒について」と示していたのを「児童又は生徒の障害の状態により」と改めた。なお、この規定は「障害の状態により特に必要がある場合」について示したものであり、重複障害者に限定した教育課程の取扱いではないことに留意する必要がある。 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことを示している。

ること。 (2) 各教科の各学年の目標及び内容の全部又は一部を、当該学年の前各学年の目標及び内容の全部又は一部によって、替えることができること。 (3) 中学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部を、当該各教科に相当する小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部によって、替えることができること。 (4) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。 (5) 幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができること。	各教科の各学年の目標及び内容の全部又は一部を当該学年の前各学年の目標及び内容の全部又は一部によって替えることができることを示している。 (例) 第4学年の児童に対して「社会」「理科」の目標及び内容を「生活」の目標及び内容に替えて指導することも可能である。 中学部の生徒に対して、その実態に応じて小学部の各教科の指導を行うことができることを示している。しかしながら、教科の名称までを替えることはできないことに留意する必要がある。 小学部において新たに外国語活動が示されたことから、中学部において外国語科を指導する際には、生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、中学部において、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができることとした。しかし、全部を替えることはできないことに留意する必要がある。 この規定は、小学部の児童又は中学部の生徒に対し、特に必要がある場合には、幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができることとしている。
--	---

知的障害を併せ有する児童生徒の場合（第1章第2節第5の2 小・中6 ページ）

教育課程の取扱い	改訂のポイント・補足説明【解説書② p228～p229】
2 ※ 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する児童又は生徒のうち、知的障害を併せ有する者については各教科又は各教科の目標及び内容に関する事項の一部を当該各教科に相当する第2章第1節第2款若しくは第2節第2款に示す知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって、替えることができるものとする。なお、この場合、小学部の児童については、外国語活動及び総合的な学習の時間を設けないことができるものとする。また、中学部の生徒については、外国語科を設けないことができるものとする。	知的障害を併せ有する児童生徒が就学している実情を考慮し、これらの児童生徒の実態に応じた弾力的な教育課程の編成ができることを示したものである。 ① 各教科を替える場合 例えば「理科」「社会」「家庭」に相当する知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部の教科とは「生活」、中学部の「技術・家庭」に相当するのは「職業・家庭」と考えてよい。 ② 各教科の目標、内容に関する事項の一部を替える場合 ①と同様であるが、各教科の目標、内容に関する事項の一部を替えるのであるから教科の名称を替えることはできない。 ③ 小学部の外国語活動及び総合的な学習の時間、中学部の外国語科の取扱 知的障害を併せ有する児童生徒に対して、小学部においては、外国語活動及び総合的な学習の時間を設けないこともできることとした。また、中学部においては、外国語科を設けないこともできる。

重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある児童生徒の場合（第1章第2節第5の3 小・中6ページ）

教育課程の取扱い	改訂のポイント・補足説明【解説書② p230】
3 ※ 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳、外	重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合についての教育課程の取扱いを示してい

国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるものとする。

る。

従前は「学習が著しく困難な児童又は生徒については」と示していたが、今回の改訂では、一人一人の実態に応じた学習を行うことを一層重視する観点から「障害の状態により特に必要がある場合には」と改めた。

*自立活動を主として指導を行う場合

- ①各教科等と同様に外国語活動についても一部又は全部を替えることができる。
- ②各教科、道徳、外国語活動、特別活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わず、自立活動の指導を主として行う。
- ③各教科や外国語活動の目標及び内容の全部又は総合的な学習の時間に替えて、主として自立活動の指導を行うこともできることを示している。

6 Q & A

Q 1 今までのものと「あずかり保育」を並行して行うということか。

A：「あずかり保育」とこれまで行ってきた個別指導は主旨がちがうが、含めて考えている。できる範囲で「あずかり保育」も考えてほしいということである。

Q 2 新生児スクリーニングのその後のケアを聾学校に求められているところがあるが、これまで通り進めていくということか。

A：これまで通りでいい。保健所の理解も進んできたので行政と一緒にになって方策を練っていくという手もあるのでないか。千葉などでは、新生児スクリーニングについて聾学校、病院、保健センターと広く伝わっていて、連携が上手くいっているようなところもある。

Q 3 小学部に英語活動が導入されるが英語表記にアルファベットを提示したり、ふりがな表記をしたりしてもよいのか。視覚的なものを効果的に使っていくということか。

A：当然、文字を使って良い。幼稚部での文字の使用も、小学部の前倒しの指導ではなく、コミュニケーションを円滑に図るための方法と考えている。小学校の英語活動は、聞いたり話したりを重視しているが、聾学校では難しい。外国語活動の目標を踏まえて指導を工夫する必要がある。解説案でも、「重視すべき点は個々の児童の障害の状態や興味・関心等を考慮して適切な指導内容の精選に努めたり、重点の置き方に工夫したりすることである。例えば、聴覚障害の児童の場合であれば、聴力の程度等によって、外国語を聞いたり、話したりする活動よりも、方法等の工夫により、外国語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験したりする活動に重点を置いて指導を工夫することなどが考えられよう。また、自立活動の時間における指導との関連を重視する必要がある具体的な指導例としては、発音・発語指導や聴覚的な認知にかかわる指導、文字の視覚的な認知に関する指導などが挙げられるが、これらの指導との関連を図りながら、外国語活動の指導に取り組むことが大切である。」と記載した。